

地域交流活動について

1 定義

団体の福井県を知る取組みや地域住民等との交流のために行う、次の表に掲げる活動。

観光施設の見学	自然、歴史・文化、食等に関する有料施設とし、カラオケ、ゲームセンター、ボーリングなどのアミューズメント施設、公園、飲食店、土産店は対象としない。ただし、無料施設であっても、Facebook で活動内容を市町に報告する場合、施設関係者や観光ガイド、地元住民の案内をつける場合は対象とする。
農林漁業体験	定置網、稲刈り、トマト収穫、サトイモ収穫体験等
ものづくり体験	そば打ち、かまぼこづくり、吹きガラス制作づくり体験等
スポーツ、文化団体との交流、指導	強化試合・交流試合(合同演奏会)の実施、地域住民等を対象としたスポーツ(文化)教室・講習会の開催等を対象とする。
地域住民との交流	伝統的なまつりや、食や産業等のイベント、公衆入浴(宿泊とは別途費用のかかる入浴施設利用)等、地域住民と学生団体が交流するものを対象とする。
その他	上記以外の交流活動については、協議により決定する。

2 補助対象範囲

合宿期間中の地域交流活動について次に定める範囲を補助対象とする。

- ・ 1回の合宿において複数回の地域交流活動行った場合、**交流回数は泊数を上限**とする。
- ・ 複数回の地域交流活動に参加した団体の学生又は生徒及び引率者の延べ人数(以下延べ交流人数という。)は、**延べ宿泊人数を上限**とする。
- ・ 2日以上宿泊する場合、1日で複数回地域交流活動を行っても補助対象とする。
- ・ ガイドをつけて2つ以上の施設を観光した場合、それぞれを補助対象とする。
- ・ 2日以上宿泊する場合で、同じ団体(県内団体に限る)と地域交流活動を行う際又は同じ行事に参加した際の交流回数は泊数を上限とする。

3 補助金の額

合宿期間中に地域交流活動を行った場合、**250円**を地域交流費として補助金額に上乗せする。地域交流費は合宿1回につき10万円を限度とする。

宿泊費	1,250	円/人泊	
	+		
地域交流費	250	円/回	・・・ <u>上乗せ分</u>
	↓		
合計	1,500	円 (最大)	

4 実績報告

合宿期間中に地域交流活動を行った補助事業者は、地域交流活動報告書（第8号様式）を**交流回数1回につき1部**を提出しなければならない。**ただし、複数回の地域交流活動において、その交流相手及び活動内容が同じである場合は、報告書1部での提出を認める。**

なお、証明として次に掲げるもののいずれかを選択する。

- (1) 領収書添付（有料観光施設見学・公衆入浴施設利用の場合は必ずこちらを選択）
- (2) Facebookでの活動報告（無料観光施設見学の場合のみ選択可）
Facebookに活動内容をアップした後に、福井市Facebook公式アカウント「いごごち満点！ふくい」にメッセージで報告する。
- (3) 活動写真添付
- (4) 交流相手の署名・押印（上記以外の方法で証明が困難な場合）

※交流内容が、交流試合・練習試合の場合、添付書類等での証明は不要。